

○船橋市私立保育所整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により船橋市内に設置する保育所（以下「保育所」という。）の施設整備に要する費用に対して、法第56条の2第1項の規定により船橋市私立保育所整備補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に特段の定めのない限り、「平成29年度保育所等整備交付金交付要綱」（平成29年3月31日 厚生労働省発雇児0331第6号 厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(交付の対象)

第3条 補助対象者は、国要綱6表中①欄（1）の③欄に掲げる者とする。

(交付の要件)

第4条 次に掲げる要件を備えた者は、補助金の交付を受けることができる。

- (1) 市内において、市長が必要があると認める保育所を経営し、又は経営しようとしていること。
- (2) 国要綱による交付金が交付されるものであること。
- (3) 施設及び設備が船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第70号）及び市長が別に定める基準に適合するものであること。

(対象経費)

第5条 施設整備（創設、増築、増改築をいう。）に必要な次に掲げる費用を補助の対象とする。

- (1) 本体工事費（施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。））

ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

- (2) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費をいう。）

(対象外経費)

第6条 前条の規定にかかわらず、施設整備に要する費用のうち次に掲げる費用については交付の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認め

られる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他市長が施設整備として不相当と認める費用
(補助金の額)

第7条 施設整備に係る補助金の額は、予算の範囲内で、第1号の規定により算出した額又は第2号の規定により算出した額を比較して、いずれか小さい方の額に第3号の規定により算出した額を加えて得た金額とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、国要綱別表1-1及び別表2-1で定める基準により算出した交付基準額の合計額
 - (2) 工事請負契約等を締結する単位ごとに国要綱別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)
 - (3) 第1号の規定により算出した額又は前号の規定により算出した額を比較していずれか小さい方の額に8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)
- (補助金交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない
- (2) 補助事業を中止又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合には、市長の承認を受けなければならない
- (3) 補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)に

より速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、船橋市私立保育所整備補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

（交付可否の決定等）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市私立保育所整備補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（変更の承認申請）

第11条 前条の規定による交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第8条第1号に規定する補助事業の変更の承認を申請するときは、船橋市私立保育所整備補助金変更交付申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市私立保育所整備補助金変更交付可否決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知する。

（中止・廃止の承認申請等）

第12条 補助事業者が、第8条第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の承認を申請するときは、船橋市私立保育所整備補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により行なうものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を船橋市私立保育所整備補助金変更（中止・廃止）可否決定通知書（第6号様式）により当該申請をした者に通知する。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行について市長から要求があったときは速やかに船橋市私立保育所整備補助金事業工事着工報告書（第7号様式）及び船橋市私立保育所整備補助金事業工事進捗報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（遅延報告）

第14条 第8条第3号に規定する補助事業が計画期間内に完了しない場合における報告は、船橋市私立保育所整備補助金事業遅延報告書（第9号様式）により行なうものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに船

橋市私立保育所整備補助金実績報告書（第10号様式）により、市長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、市長の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 3 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市私立保育所整備補助金確定通知書（第12号様式）により、補助事業者へ通知する。

（交付の時期等）

第17条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市私立保育所整備補助金交付請求書（第13号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、第8条に掲げる条件に違反した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第10条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱又は要綱に基づく市の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (6) 正当な理由がなく施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

4 補助事業者は、第2項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。